

## 議第25号

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「(生活訓練)」の右に「、就労選択支援」を加える。

## 附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）第3条の規定の施行の日から施行する。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、就労選択支援の事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定める必要があるので提案する。